

小田原市地域防災計画の改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市地域防災計画の改正について
政策等の案の公表の日	平成30年3月15日(木)
意見提出期間	平成30年3月15日(木)から 平成30年4月13日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(防災対策課、行政情報センター、 タウンセンター、支所、連絡所) 市ホームページに掲載

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	20件(3人)
インターネット	3人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	6
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	5
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他(質問など)	9

〈具体的な内容〉

意見番号	新旧対照表頁	修正案該当頁	ご意見	反映区分	ご意見に対する考え方
1	1	地震 1-5	<p>JR 東海道線新幹線という名称は、JR 東海道新幹線ないし東海道新幹線ではないか</p> <p>箱根登山鉄道という名称は、箱根登山鉄道鉄道線ではないか</p> <p>JR 御殿場線を忘れていないか</p>	A	指摘のとおり修正します。
2	2	地震 1-18	<p>東京管区気象台（横浜地方気象台）は、発表、解説、助言、普及啓発の努力で終わっているのに、関東総合通信局は～～に関するのとあえて追加している理由はなんでですか？（4 指定公共機関の日本銀行（横浜支店）にも同様の記載あり）</p>	D	神奈川県防災会議（関東総合通信局）意見のため、原案のとおりとします。
3	2	地震 1-21	<p>10) 東京管区気象台（横浜地方気象台）</p> <p>イ “等の防災”を“等の防災情報”に変更</p>	B	「等の防災情報」となっているため、原案のとおりとします。
4	5	地震 3-3	<p>“躊躇なく避難勧告等を発令できるよう”を“人命を守ることを最優先に”と変更しないと後に続く文章とつながらない。</p> <p>冒頭の文章を変更する理由は次の通りです。</p> <p>躊躇なく避難勧告等を発令できるようにするためには、『避難勧告等の判断・伝達マニュアル』の作成が必要です。</p> <p>風水害等でタイミングよく出すためには、それぞれ想定された災害に対しての基準を設けて発令する必要がある。優先業務を絞りこんでも、役割分担しても解決しません。空振りも許されるが見逃しは許されないので、それぞれ発令する基準を決める必要がある</p>	D	<p>防災基本計画を引用しているため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、避難勧告等の基準は、小田原市地域防災計画資料編 101 頁の「資料 5-7 避難勧告及び指示発令の判断基準」により定めています。</p>

意見 番号	新旧対 照表頁	修正案 該当頁	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
5	6	地震 3- 8	追加された「等」はどういったものを想定していますか？	D	「神奈川県内消防広域応援実施計画」による応援のことを意味しません。
6	7	地震 3- 10	風水害避難場所に指定されている小・中学校及び公共施設等のうち、最新の酒匂川洪水ハザードマップにおいて、「早期に避難が必要な区域です」とされている箇所には存しているものは何件中何件ありますか？	D	早期に避難が必要な区域（浸水の深さが 3.0m以上）にある風水害避難場所は、35 箇所中 3 箇所（県立小田原城北工業高等学校、保健センター、生きがいふれあいセンターいそしぎ）があります。
7	7	地震 3- 11	“避難時の周囲の状況等により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきこと”を挿入するの内容の表現の検討が必要。 夜間、大雨が降って危険と思われる中で避難勧告が発令された場合は、危険でないから行政が発令したと判断し避難するのでこの記載を入れるなら、避難勧告等の発令のしかたも考える必要がある。	B	台風等により、夜間に大雨が予測される場合には、早期避難場所を開設し、早めの避難を呼びかけています。 市は、基準に基づき避難勧告等を発令しますが、避難場所への移動が危険な場合等も想定されるため、住民等が避難方法を自ら判断するよう周知を図っています。
8	8	地震 3- 13	名簿を“消防機関及び民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します”とありますが児童委員等の及び避難支援等の等は誰を表していますか。 平常時に“等”にあたる人に名簿を開示するためには要支援者にその旨の了解をとっておく必要があります。	B	「等」については、市関係職員を指しており、要支援者の同意も得ています。
9	12	地震 3- 36	「市教育委員会及び幼稚園、学校等」ではなく「市教育委員会、幼稚園及び学校等」では？	A	指摘のとおり修正します。
10	14	地震 4- 3	表 津波予報の標識とあるが、津波予報だけでなく、大津波警報・津波警報・津波注意報の標識も記載されている。	A	指摘のとおり修正します。

意見 番号	新旧対 照表頁	修正案 該当頁	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
11	23	地震 4- 37	ア 広域避難所運営委員会で福祉施設へ勝手に移動できますか。 “どこの福祉施設への収容可能か”は広域避難所運営委員会で捜すのでしょうか。 福祉施設とは福祉避難所をさしますか。	D	要配慮者の移動については、広域避難所運営委員会と市災害対策本部で連絡調整し、市災害対策本部からの指示により移動していただきます。 福祉施設とは市の11施設で、状況に応じ、福祉避難所として要配慮者の受入れを行います。
12	29	地震 4- 61	小田原市では、海上保安官は災害対策基本法第61条第1項に定める避難の指示は行わないのですか？	D	災害対策基本法第61条第1項により、海上保安官も避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができます。
13	29	地震 4- 61	小田原市では、避難の措置、避難誘導、避難の指示は警察官のみが行うのですか？	D	本項は、警察の災害応急対策を記載するものであるため、「等」を削除するものです。
14	33	地震 6- 19	動物園等の「等」はどういったものを想定していますか？	D	市施設の「わんぱくらんど」などが想定されます。
15	33	地震 6- 23	地震 3-36 ですでに児童・生徒の記載があるので、(以下「児童等」という。)はもっと前にされるべきでは？	A	防災基本計画に準じて「児童生徒等」に統一します。
16		風水害 2-8	地震により三保ダムの緊急放水が必要になった場合、サイレンが壊れている又は堤防の亀裂の点検を想定した対応はあるのでしょうか。	D	三保ダム管理事務所からの情報連絡を受け、状況により防災行政無線などで住民への周知を行います。 堤防の点検は施設管理者により行われます。
17	36	風水害 3-7	“また、当該施設の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の必要性を周知するとともに、状況等について定期的に確認するよう努めます”の追加分は“定期的に確認する”と確実に実行するように変更する必要がある。	B	防災基本計画を引用しているため原案のとおりとします。
18	37	風水害 4-1	“る防災情報で”は“る防災気象情報で”に変更 この文章の最後に次の内容を追加。	B	土砂災害警報情報は、防災情報であるため、原案のとおりとします。 「県が提供する補完情報等」にメ

意見 番号	新旧対 照表頁	修正案 該当頁	ご意見	反映 区分	ご意見に対する考え方
			“土砂災害警戒情報が発表された市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害警戒判定メッシュ情報で5km四方の領域で危険度の高まりを把握できる		メッシュ情報も含まれているため、原案のとおりとします。
19	11	用語 2	第1編第3章第11節において緊急交通路を削っているが、緊急交通路の定義はしなくてよいのか？	A	指摘のとおり修正し、緊急交通路についての説明を加えます。
20			個別には記載はしなかったが、記載された文書に些細な修正が必要と思われる箇所が多数あるため、改正される際には再度確認をされたい。	A	指摘のとおり修正します。